

第 3 6 回
会津美里町農業委員会定例総会

令和 5 年 11 月 20 日 月曜日 14 時 00 分

会津美里町役場本庁舎 2 階 大会議室

会津美里町農業委員会

第36回 会津美里町農業委員会定例総会議事録

1. 日時 令和5年11月20日 月曜日 14時00分～14時30分

2. 場所 会津美里町本庁舎2階 大会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 渡部 稔	
	2番 眞鍋 伸太郎	
	3番 村松 祐一	
	4番 諏訪 栄一	
	5番 野中 充	
	6番 松本 晋平	
		7番 佐藤 孝夫
	8番 福田 真実	
	9番 柴崎 陽	
	10番 大井 豊記	
	11番 間船 一男	
	12番 松本 吉弥	
	推進委員 本名 京子	
	推進委員 佐藤 和人	
		推進委員 元木 博人
	推進委員 眞部 剛	
	推進委員 齋藤 仁	
		推進委員 山田 幸市
	推進委員 佐藤 健一	
	推進委員 齋藤 武美	
	推進委員 佐々木 宏光	
	推進委員 山内 祐太郎	
	農業委員 11名出席／12名	
	推進委員 8名出席／10名	

4. 議事録署名人 2番 眞鍋 伸太郎 5番 野中 充

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	小林 隆浩
事務局次長	後藤 淳
係長	田邊 実千代
主査	廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局次長 会議の前に、ご報告いたします。本日、7番 佐藤 孝夫 委員から欠席の届けがありました。過半数の委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告いたします。

事務局次長 それでは、ただいまから、第36回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長よりご挨拶申し上げます。

(松本会長 挨拶)

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。
2番 眞鍋 伸太郎 委員、5番 野中 充 委員の両君を指名いたします。
次に、本総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。
次に会務の報告を求めます。事務局報告願います。

事務局次長 (会務の報告)

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

(質疑なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。
それでは、議事に入ります。

【農地法第3条関係】

議長 議案第124号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号24番、譲渡人は〇〇さん。譲受人は〇〇さん。申請農地は、旭三寄字岩淵〇〇番 田で〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡人は高齢化による規模縮小で、譲受人は相手方の要望となります。移転時期は許可日以降であり、価格は無償です。なお、申請人の代以前で金銭の授受があったそうです。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号25番、譲渡人は〇〇さん。譲受人〇〇さん。
申請農地は橋丸字川原田〇〇番 田で〇〇㎡であります。申請事由としては後継者に経営移譲のためです。移転時期は許可日以降であり、価格は親族のため無償です。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号26番、譲渡人は〇〇さん。譲受人は〇〇さん。
申請農地は橋丸字川原田〇〇番 外〇筆 田 〇〇㎡、橋丸字村北〇〇番 外〇筆 畑 〇〇㎡で合計〇〇㎡であります。申請事由としては後継者に経営移譲のためです。移転時期は許可日以降であり、価格は親族のため無償です。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号27番、譲渡人は〇〇さん、〇〇さん。譲受人は〇〇さん。申請農地は字油田〇〇番 外〇筆 田で〇〇㎡であります。申請事由として、譲渡人は耕作不便・低生産地のためで、譲受人は相手方要望となります。移転時期は許可日以降であり、価格は10a当たり250,000円であります。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号28番、譲渡人〇〇さん。譲受人〇〇さん。申請農地は字中新田〇〇番 田で〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡人は遠方に住んでおり管理できないため、譲受人は相手方要望となります。移転時期は許可日以降であり、価格は無償でもよいので譲渡したいとのことです。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号 29 番、譲渡人は〇〇さん。譲受人は〇〇さん。

申請農地は字布才地〇〇番 畑で〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡人は農業廃止のために譲受人は相手方要望となります。移転時期は許可日以降であり、価格は親族のため無償です。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。それでは審議に入ります。
議案第 124 号について質疑を求めます。

村松委員 受付番号 29 番について、譲渡人の申請事由が農業廃止のためということですが、ほかにも田畑があるようですが、これらはどうするのでしょうか。

事務局次長 実際のところは農業を廃止したいということで、自宅の周りで自ら耕作しているところ以外はすべて譲り渡したい意向ですが、今のところ相手方が見つからないため、今回はこちらの農地のみを移転するということになります。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 124 号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

【農地法第 4 条関係】

議 長 次に、議案第 125 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号 2 番、申請人は 〇〇さん。申請農地は 立石田字稻荷下甲〇〇番田で〇〇㎡です。転用理由は、駐車場・雪捨て場であります。工事着工及び完成年月日は許可日から令和 6 年 6 月 30 日です。建築物の名称及び面積は駐車場〇〇㎡、車庫・物置・プレハブ〇〇㎡、雪捨て場・通路等〇〇㎡。なお、現地調査を実施しております。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。本件については現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求めます。受付番号2番については、齋藤武美委員より、報告願います。

齋藤(武)委員 農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。
受付番号2番について、令和5年11月8日 午前10時20分から調査を行いました。出席者は、申請人の〇〇さん、町農業委員会より、福田真実委員と私、事務局の後藤次長と廣谷主査により調査を実施しております。
転用目的は駐車場・雪捨て場等です。付近への被害防止策ですが、申請地は周囲より低くなっており、北側に隣接する申請人の宅地と同じ高さまで土盛りを行います。周囲にL型擁壁を設置するため、土砂流出の恐れはありません。その他周辺農地への影響ですが、申請地は北側を申請人の宅地、東側を県道、西側を河川、南側を申請人所有の農地と接しているため、農地の分断や蚕食は発生せず、周辺農地への影響はありません。以上、ご報告いたします。

議 長 出席委員の報告が終わりました。
それでは質疑に入ります。議案第125号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり確認し、許可相当とする意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第125号は原案のとおり許可相当の意見を付すことに決定いたしました。

【農地法第5条関係】

議 長 次に、議案第126号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号11番、譲渡人は〇〇さん。譲受人は〇〇さん。
申請農地は藤家館字沖ノ館〇〇番 畑で〇〇㎡であります。移転時期及び価

格は、許可日以降で親族のため無償となります。権利を移転しようとする理由は一般住宅です。工事着工及び完成年月日は、許可日より令和6年7月31日となっております。建築物の名称及び面積は、一般住宅〇〇㎡、駐車場〇〇㎡、雪捨て場・通路〇〇㎡です。説明は以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。本件については現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求めます。眞部剛委員より報告願います。

眞部委員 農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。
令和5年11月8日 午前9時25分から調査を行いました。出席者は、申請代理人の行政書士、町農業委員会より、松本吉弥 委員と私、事務局の後藤次長と廣谷主査により調査を実施しております。転用目的は一般住宅です。付近への被害防止策ですが、申請地は表土を30cmほど河川土砂に入れ替えて造成し十分に転圧締めを行うため土砂流出の恐れはありません。
農業用排水施設への影響ですが、汚水は合併処理浄化槽で処理したあと北側既設水路に排水し、雨水は同じく北側水路に排水するとともに自然地下浸透で処理するため支障はありません。その他周辺農地への影響ですが、申請地は北側を町道、南側を譲渡人所有の農地、東側及び西側を第三者所有の農地と接していますが、土砂流出防止策を講じ建物も隣地との境界から2mほど離して建築するため影響はありません。以上、ご報告いたします。

議 長 出席委員の報告が終わりました。
それでは質疑に入ります。議案第126号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり確認し、許可相当とする意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第126号は原案のとおり許可相当の意見を付すことに決定いたしました。

農用地利用集積計画【利用権設定】

議 長 次に、議案第 127 号 農用地利用集積計画の決定について を審議いたします。本案件は、利用権の設定でありますので、説明を省略し審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
それでは、議案第 127 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 127 号は原案のとおり決定いたします。
これをもって、議案の審議を終了いたします。

【相続による農地の取得農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法としたいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第 126 号から第 129 号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第 126 号は 4 件の届出がありました。詳細については相続案件のため省略いたします。

【農地法第4条第1項第7号の規定による届出】

事務局次長 報告第127号は1件の届出がありました。
受付番号1番、届出者 ○○さん。申請農地、字思堀○○番 田○○㎡。権利を移転しようとする理由は、アパート駐車場で、追認案件です。受理日は令和5年10月26日、建物の名称及び面積は駐車スペース○○㎡、その他通路等○○㎡です。

【合意解約について】

事務局次長 報告第128号、届出は2件であります。
受付番号17番は、利用権設定388番の借受人変更のための解約であります。
受付番号18番は、農地法第3条の27番の所有権移転のためであります。
以上です。

【許可の条件を履行したことの証明書の交付について】

事務局次長 報告第129号、本件は1件であります。
転用許可証を紛失したため、地目変更のために証明書を発行したもので、転用目的は住宅用地です。詳細は、記載のとおりとなります。
説明は以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。
質疑はありませんか。

— なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
以上で報告事項を終了いたします。

職務代理者 以上をもちまして、第36回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。

《 14:30 終了 》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名する。

令和5年11月20日

議 長 _____
(松本 吉弥)

議事録署名人 _____
(2番 眞鍋 伸太郎)

議事録署名人 _____
(5番 野中 充)